

議事要旨(3) 実務対応報告公開草案『1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)』について

今回、公表が議決された実務対応報告の公開草案は、平成17年7月26日の会社法の公布及び『役員賞与に関する会計基準(案)』等の他の会計基準の公開草案が公表されたことに伴い、現行の実務対応報告について所要の改正を行うものである。

なお、1株当たり当期純利益に関する会計基準及び適用指針については、第89回企業会計基準委員会において現行の会計基準及び適用指針の改正案が承認され、平成17年9月22日から平成17年10月24日までの間、公開草案が公表されている。

現行の実務対応報告からの改正内容は、主として用語等の修正を行うものであるが、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に係る未公開企業である子会社が発行するのストック・オプションについての考え方を次のように変更している。

(現行)未公開企業である子会社が発行するストック・オプションについては、子会社のワラント行使により発行させる株式に市場価格がない場合には、原則として、当該ワラントを連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に反映させる必要はないと考える。ただし、通常の場合と異なりその影響が大きいと想定される場合には、当該子会社のワラントを連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に反映させていない旨を開示することが適当である。(現行実務対応報告Q4)

(改正案)未公開企業である子会社が発行するストック・オプションについては、原則として、子会社株式の期中平均株価を用いて連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたって考慮する必要があるが、ストック・オプションの価値を算定する際に算出した付与日(条件変更が行われ、見直した場合は条件変更日を含む。)の子会社株式の価値や各期末において合理的と考えられる評価方法によって算出した子会社株式の価値をもとに、前期末(付与日の属する会計期間においては付与日)と当期末の平均値を期中平均株価とみなすような簡便的な方法によって算出した子会社株式の価値を、期中平均株価に代えて用いることも認められる。(本公開草案Q3)

このように、本公開草案はストック・オプションに関連する論点が取り扱われていることから、企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」と合わせて、今回審議されたものである。

委員等より、字句についての確認等の発言があったが、内容の変更を伴う修正についての発言はなく、本公開草案は承認された。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。